

Yamaguchi
Prefectural
University

Department of Nursing

2024年度

山口県立大学看護学科・別科助産専攻

校友会「桜看会」通常総会



令和6(2024)年度 総会プログラム

13:30

開会

開会あいさつ

13:35 報告事項及び議案

・ 令和5(2023)年度 事業報告及び決算報告

会計監査報告

・ 令和6(2024)年度 事業計画(案)及び予算(案)

13:45 閉会

2023 年度校友会「桜看会」事業報告

2023.9～2024.8

事業項目	実施日	事業内容
総会	2023.10.21(土) 山口看護学会と 同日対面実施	議題 ・ 事業報告、決算報告、会計監査報告 ・ 次年度事業計画、予算 総会資料は在学生・教員には事前に配布
交流事業	2023.10.21(土) Zoom 併用にて 交流会実施	・ 在校生と卒業生との交流会 参加者：卒業生 41 名、在校生 108 名、教員 5 名 内 容：キャンパス風景のスライドショー 職種別グループ交流会 (看護師、助産師、保健師、養護教諭) ・ 分科会準備及び当日運営は学生桜看会委員が 中心となり実施
広報事業	通年	・ 大学看護学科の HP 内「桜看会」のページ更新 「桜看会」のお知らせ及び看護学科の日常等を 発信 卒業生母校訪問ページの更新
	2024 年 3 月	・ 新入生への書類送付時に併せて入会案内送付 (入会案内、振込用紙、桜看ちゃんグッズ)
	2024 年 4 月～ 2024 年 6 月～	・ 入学式後のオリエンテーションで桜看会につい て説明 ・ 桜看ちゃんグッズ作成及び配布 1.桜看ちゃん 6P ファイル作成 ・ 桜看会発足以降の卒業生（桜圃会名簿に住所登 録のある 365 名）へ、桜看会総会・交流会の案内 送付及び卒業生への事業参加呼びかけ

2023年度 山口県立大学 看護学科・別科助産専攻校友会「桜看会」決算報告

<収入の部>

項目	2023年度 予算額(A)	2023年度決算額(B)	比較増減(A)-(B)	備考
前年度繰越金	2,019,706	2,019,706	0	
校友会費在学生	290,000	275,000	15,000	5000円×55人
	60,000	30,000	30,000	別科助産専攻新入生入会 5000円×6人
校友会費教員	0	15,000	-15,000	教員新規 3名
校友会費卒業生	0	5,000	-5,000	卒業生新規 1名
利息	11	5	6	10月、4月
合計	2,369,717	2,344,711	-25,006	

<支出の部>

項目	2023年度 予算額(A)	2023年度決算額(B)	比較増減(A)-(B)	備考
校友会開催経費	100,000	27,144	72,856	委員昼食代 他
消耗品費	20,000	17,677	2,323	事務用品、封筒、振込用紙作成 他
郵送料	50,000	34,310	15,690	
手数料 振込口座明細 他	3,000	880	2,120	
OB謝礼・交通費	50,000	148,000	-98,000	
人件費(事務局)	50,000	50,000	0	
桜看会グッズ作成	200,000	193,600	6,400	6ポケット桜看会ファイル
予備費/次年度繰越	1,896,717	1,873,100	23,617	
合計	2,369,717	2,344,711	25,006	


2023年度山口県立大学看護学科・別科助産専攻校友会「桜看会」事業報告及び一般会計決算書に基づいて会計帳簿、預金通帳、関係書類をもとに監査した結果、会計処理が適正に運営・管理されていることを確認しましたのでここに報告します。

2024年 9 月 24 日

監査

横 田 恵 

監査

佐々木 満智子 

2024 年度校友会「桜看会」事業計画（案）

2024.9～2025.8

事業項目	実施予定日	事業内容（案）
通常総会	2024.10.5（土）（予定） 山口看護学会と同日 対面実施	議題 ・ 事業報告・決算報告・会計監査報告 ・ 事業計画・予算案
交流事業	2024.10.5（土）（予定） 山口看護学会と同日	・ 在校生と卒業生との交流会 方法：対面実施 内容：卒業生との交流会 （軽食あり） <small>（看護師、助産師、保健師、養護教諭）</small> ・ 学生桜看会委員による企画運営
広報事業	通年	・ 大学看護学科の HP 内「桜看会」の ホームページを更新 「桜看会」のお知らせ及び看護学科 の日常等を発信 卒業生母校訪問ページの更新
	2024 年 9 月～	・ 桜看ちゃんファイルの作成 ・ 後期オリエンテーションにて総会資 料、及び桜看ちゃんファイルを配付
	2025 年 3 月 2025 年 4 月～	・ 新入生への書類送付時に併せて送付 （入会案内、規約、振込用紙を桜看 ちゃんファイルに入れて送付） ・ 入学式後のオリエンテーションで 桜看会について説明 ・ 桜看会総会・交流会の案内送付及び 卒業生への事業参加呼びかけ

2024年度 山口県立大学 看護学科・別科助産専攻校友会「桜看会」予算書(案)

<収入の部>

項目	2024年度 予算額	2023年度 予算額	備考
前年度繰越金	1,873,100	2,019,706	
校友会費 在学生	275,000	290,000	看護学科新入生 5000円×55人
	20,000	60,000	別科助産専攻新入生 5000円×4人(一般入学者)
校友会費 教員	0	0	5000円×0人
校友会費 卒業生	0	0	5000円×0人
利息	5	11	10月、4月
合計	2,168,105	2,369,717	

<支出の部>

項目	2024年度 予算額	2023年度 予算額	備考
校友会開催経費	100,000	100,000	
消耗品費	20,000	20,000	
郵送料	50,000	50,000	「桜看会」案内送付
振込口座明細発行手数料	0	3,000	2024年5月より通帳アプリで照会
OB謝礼	80,000	50,000	
人件費(事務局)	60,000	50,000	
桜看会グッズ作成	200,000	200,000	
予備費	1,658,105	1,896,717	
合計	2,168,105	2,369,717	

山口県立大学看護学科・別科助産専攻校友会「桜看会」規約

(名称)

第1条 本会は、山口県立大学看護学科・別科助産専攻校友会「桜看会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦・交流を図るとともに、看護学科、別科助産専攻、ひいては山口県立大学の発展に寄与することを目的とする。また、諸事業を通じ、会員と社会とのネットワークを構築し、看護学科・別科助産専攻の十全なる社会的貢献を支援することとする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流・親睦をはかるための講演会、講座、その他の文化的活動と親睦会の開催
- (2) 会員相互の連絡および広報活動
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業で、常任幹事会が適当と認めた事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の各号のいずれかを満たすものとする者のうち、会費を納入した者とする。

- (1) 山口県立大学看護学部看護学科または山口県立大学看護栄養学部看護学科（以下、「看護学科」という。）を卒業した者ならびに別科助産専攻を修了した者
 - (2) 看護学科および別科助産専攻に所属する教職員または教職員であった者
 - (3) 看護学科および別科助産専攻に在籍する者
 - (4) その他、常任幹事会が正会員資格を授与することが適当であると認めた者
- 2 会員が本会の目的を妨げる行為を行った場合、常任幹事会の承認のうえ、会長はこれを除名することがある。

(役員)

第5条 本会は次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹事 数名
- (5) 会計監査委 2名

(役員を選出および任期)

第6条 役員は次の方法で選出する。

- (1) 会長は、看護栄養学部長、または看護学科長が任命する。
- (2) 副会長は、別科助産専攻別科長、または別科助産専攻から選任された教員が任命する。
- (3) 常任幹事は、会長が任命する。
- (4) 幹事は、在校生、卒業生から常任幹事会において選任された者が任命する。
- (5) 会計監査委員は、常任幹事会において選任された者が任命する。

2 第1項の役員の任期は、2年とする。

また、欠員が生じたときの公認の役員は、前任者の任期の残存期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任幹事は、会長、副会長を補佐し、事業の企画、会務の執行を行う。
- (4) 幹事は、会員への連絡調整、事業企画の補助等を行う。
- (5) 会計監査委員は、本会の会計を監査し、その適否を総会に報告する。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回開催することを原則とする。

- (1) 総会の開催は、常任幹事会が決定する。
- (2) 総会は、事業方針の承認、会計書類の承認、その他重要事項を決定する。
- (3) 総会、理事会および幹事会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決め、可否同数の場合は、議長の決定に従うものとする。
- (4) 総会の議長は、副会長とする。

(常任幹事会)

第9条 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事をもって構成し、会長がこれを招集する。

- 2 常任幹事会は、会長が提案する事項の審議、会務の執行をする。
- 3 常任幹事会は、本会の事業運営にともなう取引について責任を持ち、適正にこれを執行する。

(会計)

第10条 本会の収入は、会費、寄付金、その他の収入からなるものとする。

- 2 本会の会費は、終身会費 5,000円とする。
- 3 本会の会計年度は、毎年9月1日より翌年8月末日までとする。

(所在地)

第11条 本会の所在地及び事務局は看護学科（山口市桜島6丁目2-1）におく。

- 2 本会の事業運営を円滑に遂行するため、会長の承認を得て、若干名の事務局員を雇用することができるものとする。

(解散等)

第12条 本会が、会則を変更し、あるいは解散しようとするときは、常任幹事会が定める方法により手続きをし、残余財産等の処分を行なう。

(規約の改廃)

第13条 本規約の改廃は、常任幹事会の議を経て総会において行う。

(開会)

第14条 本会は2016年10月29日より開会する。

附則

本規約は、2016年10月29日より実施する。

附則

本規約は、2018年10月27日より改正実施する。